

任意継続組合員の事前受付を行います

令和5年3月31日付けで退職※する方のうち、退職後、再就職等をせずに公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」への加入を希望する方を対象に、以下のとおり事前受付を行います。**加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。**

詳細については、1月下旬ごろに所属所長（学校長）宛てに通知しますので、所属所の事務担当者にご確認ください。

※3月途中で退職する方の手続については、別途ご案内します。

令和5年3月31日
退職の方が対象です！



受付期間（予定）

令和5年2月1日（水）から2月15日（水）まで

受付方法

事前受付の申出書等は、所属所を通じて提出してください。
事前受付期間に加入申出をすると、3月中に所属所を通じて「任意継続組合員証」「任意継続組合員被扶養者証」を受け取ることができます。任意継続組合員証等は、4月1日からお使いいただけます。

任意継続組合員制度とは？

退職または任用終了の際に、1年1日以上組合員であった方*が、掛金を毎月負担することによって、退職後2年間、短期給付および厚生事業について在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

※令和4年10月1日法改正によって、協会けんぽから共済組合へ移行した方は、協会けんぽの加入期間と共済組合の組合員期間を通算する経過措置があります。詳細については、P25【法改正により公立共済へ移行した方の任意継続組合員加入について】を参照してください。

申出ができない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- 再任用フルタイム・短時間勤務で働く方*
- 会計年度任用職員（日勤講師等）で働く方で、共済組合に加入する方
- 民間企業等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入する方（時間講師や民間企業のパート勤務でも、一定の要件を満たす場合には共済組合や健康保険に加入することがあります。時間講師等の資格取得については、P24の【短期組合員資格取得の要件】をご覧ください。民間企業に再就職される方は、お勤めの事業所で加入要件を満たしているかご確認ください。）
- 家族が加入する健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の前日において、組合員期間が1年未満の方（令和4年3月31日以前に共済組合の組合員となった方が申出の対象です。協会けんぽから移行した方は、右上「任意継続組合員制度とは？」の※を参照してください。）

※ 退職後、再任用フルタイム・短時間勤務で働く方は、引き続き公立学校共済組合の組合員資格が継続されますので手続は不要です。

注 事前受付期間に加入申出をした後、ほかの健康保険組合等の被保険者となることが判明した場合には、加入申出の取下げ手続が必要となります。



事前受付期間後の申出について

下記の期間に申出を受け付けます。

受付期間 令和5年4月3日（月）から4月19日（水）まで（土・日を除く）

◆詳細はかがやき春号（2023年No.568）にてお知らせします。

問合せ先

給付貸付課資格担当

☎ 03-5320-6826

